

# 令和5年度 大阪市女性のつながりサポート事業

## 業務委託 募集要項

### 1 事業名称

令和5年度 大阪市女性のつながりサポート事業業務委託

### 2 事業内容に関する事項

#### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけとして、就業面から生活面にわたって困難・課題を抱える女性の問題が顕在化していることから、孤独・孤立で不安を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に対して、社会とのつながりの回復に向けた支援を行うため、コミュニケーションのきっかけとして活用できるSNS相談業務を行うとともに、アウトリーチ支援・ピアサポート支援・専門相談支援等による相談環境の充実を図る。

#### (2) 事業内容

仕様書を参照のこと

#### (3) 事業経費（契約上限額）

金 18,470,650 円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約の締結については、令和5年度予算が発効した時とする。

#### (4) 契約期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

#### (5) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

外部の学識経験者等有識者により構成される「大阪市女性のつながりサポート事業業務委託実施事業者選定会議」で選定された最も優れた提案の提出者と大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。ただし、提案内容（事業実施経費を含む）は、実現を約束したものとみなす。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、発注者は契約締結後においても受注者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、契約書第 38 条に基づき支払う。

(3) 契約書案

別添のとおり

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

① 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

② SNSにおける本事業用アカウントの運営及び相談業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件の全てに該当し、「市民局契約事務審査会」においてその資格を認めた者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができることとする。(ただし、(2)、(3)については、いずれか一方に該当する者とする。)

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4・5・6 年度大阪市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されていること。

- (3) 令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていない者については、令和4年1月1日現在、引き続いて1年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない。）
- (4) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (8) 特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人などのほか、法人格を持たない任意団体を含む、民間団体を対象とする。株式会社等の民間企業は対象外とする。
- (9) 上記（1）から（8）の条件を満たす団体同士（ただし、（2）、（3）についてはいずれか一方を満たすこと。）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
  - ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
  - イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - オ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
  - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 5 スケジュール

・公募開始	令和5年1月13日（金）
・質問受付締切	令和5年1月20日（金）
・質問回答	令和5年1月26日（木）
・参加申出書類提出期限	令和5年2月7日（火）
・参加資格決定通知	令和5年2月15日（水）
・企画提案書受付開始	令和5年2月15日（水）
・企画提案書提出締切	令和5年2月28日（火）
・プレゼンテーション	令和5年3月上旬
・選定結果通知	令和5年3月中旬（予定）

## 6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

- ア 受付 令和5年1月20日(金)までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受付けない。
- イ 提出方法 書面【様式1】により「8(2)提出先」へ提出すること。(ファックスでの送信、電子メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。)
- ウ 回答 令和5年1月26日(木)に本市ホームページに掲載する。

(2) 参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下、「申出者」という。)は、令和5年2月7日(火)までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間次に次の書類を「8(2)提出先」に提出し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

- ア 公募型プロポーザル参加申出書【様式2】
- イ 事業概要(団体の業務内容がわかるもの。様式自由)
- ウ 登記事項証明書(ただし、法人の場合のみ。現在事項証明書、全部事項証明書のいずれでも可。提出前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの:写し可)又は任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約
- エ 申請内容確認書【様式3】
- オ 印鑑証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し不可)
- カ 使用印鑑届【様式4】
- キ 団体目的等についての誓約書【様式5】
- ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)(税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。ただし、様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。)ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること
- ケ 直近2箇年の市町村民税及び固定資産税(土地・家屋、償却資産)の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可)ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- コ 委任状(共同体で申請する場合のみ)【様式6】
- サ 協定書(共同体で申請する場合のみ。様式自由)
  - ※共同体での参加の場合、イ～ケは各構成員分提出すること。
  - ※令和4・5・6年度本市入札参加有資格者名簿(委託)に登録されている者については、上記ウ～カ、ク、ケを省略できるものとする。
  - ※上記ク及びケについて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

(3) 参加資格決定の通知

令和5年2月15日(水)付でメールにて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書については、次の要領で作成し、正本1部、副本10部を提出すること。提出する提案は1案とする。（複数の提案は認めない。）

- ・ 正本：事業者名を記入し印鑑を押印したもの
- ・ 副本：事業者名や事業者が特定される表現の記載のないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

ア 企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

(ア) 事業の運営方針

- ・ 事業の目標
- ・ 事業の運営方針

(イ) 事業の運営体制

- ・ 運営のための人員・実施体制
- ・ 相談業務従事予定者の経歴及び相談業務に関する資格等
- ・ 相談業務従事予定者を専門相談員として育成する取組み
- ・ 想定されるリスク及び緊急事態に対応するための体制
- ・ 個人情報保護及び管理のための取組み内容
- ・ SNSを活用した相談業務や困難・課題を抱える女性の相談業務についての実績

(ウ) 事業の企画内容

- ・ 事業実施にあたっての企画内容  
(仕様書の内容に沿って明確かつ具体的に企画すること。)
- ・ 事業の実施に向けた業務スケジュール
- ・ 広報の手法
- ・ 相談対応の流れ及び相談内容に応じて適切な対応を行うための工夫
- ・ 生理用品の提供方法及び提供場所
- ・ アウトリーチ支援業務及びピアサポート支援業務、専門相談業務の実施手法
- ・ 成果目標
- ・ 業務または業務に関連して行う工夫や独創的な取組み

(エ) 費用積算根拠の妥当性

- ・ 企画内容に対応する積算

(オ) 女性活躍を促進する企業

- ・ 「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」等女性活躍を推進する企業である旨の公的な認証を受けている場合は、それを証する書類。

イ 企画提案書作成上の留意点

- (ア) 様式は自由であるが、A4縦長横書き両面とする。（ただし、図面等はこの限りではない。）
- (イ) 上記「必須記載項目」の(ア)～(オ)を順に綴ること。

ウ 受付期間

令和5年2月15日（水）から令和5年2月28日（火）までの土日祝を除く、午前9時から午後5時30分まで（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）

## エ 提出先・方法

「8その他(2)」に記載した提出先に直接持参して提出すること。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

企画提案の内容について、以下の各評価項目の配点にしたがって総合的に公平かつ客観的に評価を行う。

(配点設定)

#### ア 事業の運営方針：20点

- ・事業の目的、内容が十分に理解されているか。(20点)

#### イ 事業の運営体制：30点

- ・業務を確実に遂行できる運営基盤のある組織体制であるか。(10点)
- ・個人情報保護及び管理するための措置が厳格に講じられているか。(10点)
- ・SNSを活用した相談業務や、困難・課題を抱える女性の相談業務についての実績が十分にあるか。(10点)

#### ウ 事業の企画内容：35点

- ・事業の実施方法が効果的かつ円滑に遂行できるものか。(15点)
- ・相談窓口が効果的にターゲットに届き、認知されるよう工夫されているか。(10点)
- ・相談環境の充実について、効果的な提案がされているか。(10点)

#### エ 費用積算根拠の妥当性：10点

- ・企画内容と比較して、費用の積算に妥当性があるか。(10点)

#### オ 女性活躍を促進する企業：5点

- ・「大阪市女性活躍リーディングカンパニー」等女性活躍を推進する企業である旨の公的な認証を受けているか(5点)

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、「大阪市女性のつながりサポート事業業務委託実施事業者選定会議」を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、選定会議からの意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書及びそれに基づいて行われるプレゼンテーションについて審査を行う。

ウ プレゼンテーションの日時は、事前に参加者へ連絡する。

エ プレゼンテーションの出席者は、1社あたり3名以内とし、可能な限り本事業を実施する際の責任者に想定している者を主たる説明者とする。

オ プレゼンテーションは、企画提案書をもとに口頭にて説明を行うこと。なお、説明時にパワーポイントは、使用できない。

カ 審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」に記載している評価項目「ア 事業の運営方針」「ウ 事業の企画内容」の合計の得点が高い方を最優秀提案者とする。

キ 評価点の合計点数の平均が基準点(60点)に満たなかった場合は、評価点が最も高い参加者であっても、その参加者の提案は採用しないものとする。

ク 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様書に記載された内容を遵守し、提案した内容を誠実に履行すること。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課  
電話番号：06-6208-7656 ファックス番号：06-6202-7073  
電子メール：ca0012@city.osaka.lg.jp